

解約申入書（個人様用）

賃貸人

殿

株式会社 東京青山クリエイト
開発・管理事業部 担当

宛

私は、本契約書の各条項に従い、下記「明け渡し事項」を厳守し、下記「契約終了日」をもって、本契約を解約し本物件を明け渡し致します。

「明け渡し事項」

1. 解約通知日から解約予告期間の終了日までの賃料等は明け渡し日の如何に係らずお支払い致します。
2. 契約終了日までに本物件の明け渡しを怠ったときは、賃料等の倍額に相当する損害金を明け渡し完了までお支払い致します。また、明け渡しの遅延によって生じた損害についても異議無くお支払い致します。
3. 明け渡し後、本物件の内外に残置物がある場合は、その所有権を放棄し、処分にかかる費用を負担致します。
4. 明け渡し日以降は、本物件の原状回復等の作業に着手されることを予め承いたします。

解約通知日 年 月 日

契約終了日 年 月 日

※ 契約終了日は解約予告期間にご注意下さい。尚、ご不明な場合は弊社迄お問い合わせ下さい。
(解約予告期間は賃貸借契約書に記載されております。例：2ヵ月前予告の場合 解約通知日3/1・契約終了日4/30)

明け渡し日 年 月 日 (お引越し予定日)

解約理由 /

賃借人

自宅 ()
勤務先 ()
携帯 ()

印

建物名称 / 階 号室

所在地 駐車場区画番号 番

敷金返還 振込先

銀行・信用金庫 店 普通・当座・預金

口座番号 口座名義

退去後の連絡先・敷金精算書等郵送先 (決まっていない場合は後日決まり次第ご連絡下さい)

〒

TEL

- ※ 解約については必ず担当までご連絡の上、本「解約申入書」に必要事項を記入・捺印の上弊社までご郵送・メール送信・FAX送信等にてご提出下さい。尚、お電話等のみの解約の申し入れは無効とさせていただきます。
- ※ 鍵等のご返却は必ず明け渡し日までにお願いします。契約期間終了日以降、鍵のご返却が遅れますとご返却日までの賃料等をご負担いただきます。
- ※ ご記入いただいた個人情報、以下の目的で利用させていただきます。
①本物件の解約手続きのため。 ②顧客動向分析または商品開発等における調査分析のため。

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町4-3-1 日本橋ビル2F
株式会社 東京青山クリエイト
TEL 03-3516-2900 FAX 03-3516-2675
kaiyaku@tokyo-aoyama-c.co.jp



←メールに添付される
場合はこちらから